

# VECTANT プライベートネットワークサービス条項

Version 1.10.12

## 第1条 (目的)

- この「VECTANT プライベートネットワークサービス条項」(以下「本サービス条項」といいます)は、アルテリア・ネットワーク株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するプライベートネットワークサービスに関するサービス(以下、「本サービス」といいます)に関する利用申込書(以下「申込書」といいます)に適用されます。契約者が利用申込書を弊社に提出し、これについて弊社が請書(サービス毎に出されることもあります。以下「請書」といいます。)を契約者に提出したときにサービス(請書が申込書の一部として提出された場合には、当該請書にて同意された内容のサービスを意味します。)に関する契約(以下「本契約」といいます。)が成立します。
- 本サービス条項とサービスの詳細を記載したサービス仕様書(以下「仕様書」といいます。)、約款、個別契約、その他において本サービス条項と異なる定めがある場合には、かかる仕様書、約款、個別契約、その他の内容が優先します。

## 第2条 (サービス条項の変更)

- 弊社は契約者の承認を得ることなく、本サービス条項を変更することができるものと、契約者および弊社は変更後のサービス条項に拘束されるものとします。

- 本サービス条項変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、弊社は契約者が変更後の規約に同意したものとみなします。但し、当該変更が契約者に対し著しい不利益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は弊社に対して利用契約の解約の申出をすることができます。弊社がこれを承諾した場合は、契約者は解約の手続きを速やかに行うものとします。

- 弊社は本サービス条項を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、弊社の定める方法により内容を通じます。

- 本サービスの一部を弊社の事由により廃止することとなる場合、前項の通知を事前に行います。但し、本サービスについて、弊社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更をおこなった場合等)に関する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

## 第3条 (用語の定義)

本サービス条項で使用する用語の意味は、次の通りとします。

契約者	利用契約を締結している者。法人または法人に準ずる団体に限る。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」という。
利用契約	契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者による本規約の遵守のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日および利用期間その他契約者と弊社が協議のうえ決定した事項が記載される。
個別規約	本サービスのうち特定のサービスについて、弊社が定める特段の規約(最低利用期間、注意事項、運用ルール等)であり、本サービス条項の一部を構成する。
オプション	本サービスに付随して利用できるサービス、いずれも本サービスの基礎的な部分を構成するサービスと併せて、契約者の選択により申し込みすることができる。
サービス利用開始日	利用契約にて特定される契約者がサービスの利用を開始する日(但し、理由の如何を問わず、これが実行できないこととなった場合には、実際に利用が可能となった日)
エンドユーザ	契約者の法人組織に属する社員(派遣、契約社員を含む)もしくは、契約者が本サービスを利用して提供するサービスを利用する者。
拠点機器	弊社が本サービスを提供するために必要となるネットワーク構成機器のうち、契約者の拠点に設置する機器。
ファームウェア	ネットワーク構成機器にインストールされている基本ソフトウェア。
VPN 機器	送信側でデータを暗号化してからインターネットにデータを送出し、また受信側でそのデータを復号化してセキュリティを確保するネットワーク構成機器。
ファイアウォール機器	契約者が保持する内部のネットワークと、インターネットを主とする外部のネットワークとの境界に設置し、外部からの不正なアクセスを防ぐ目的で設置されるネットワーク構成機器。
ウィルス対策機器	コンピュータウィルスの感染を防止し、またその駆除をするためのネットワーク構成機器。
ハッカー(クラッカー)	コンピュータ技術やネットワーク技術を悪用して他人のネットワークやコンピュータに不正に侵入し、データの改竄や破壊を行なう者。
ウィルス(ワーム)	正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラム的一种。
個人情報	個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別出来るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

## 第4条 (提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。但し、特定のサービスについて弊社が別段の定めをした場合には、この限りではありません。

## 第5条 (サービスの種類)

本サービスの種類は次のとおりです。かかる詳細は別紙1のとおりとします。

- プライベートネットワークサービス
  - VECTANT インターネットVPN type-R サービス
  - VECTANT クラウド IP ネットワーク サービス
  - VECTANT ファイアウォールサービス
  - VECTANT ウィルス対策ソリューション
- その他弊社が適宜追加するサービス

## 第6条 (サービスの内容)

- 第5条で定める本サービスは、弊社が契約者に提供する以下のサービスの一つまたは複数から構成されます。

- 構築サービス  
本サービスに関するネットワーク設計・ポリシー設計を実施し、必要なネットワーク構成機器の調達、指定場所への搬入および設置作業を行います。構築サービスには、本サービス条項別紙1の構築サービス売買約款が適用されます。(サービスメニュー詳細については、別紙1にて明記)
- マネージドサービス  
本サービスの運用維持および宅内機器に対する保守に関する毎月毎のサービスで、構築サービスにおいて完成した拠点ごとに提供します。(サービスメニュー詳細については、別紙1にて明記)
- 前項に言う各サービスの詳細は、仕様書、約款、個別規約、その他に記載のとおりとし、各サービスの対応は、別途弊社が契約者にご提示する料金表のとおりとします。
- 構築サービスおよびマネージドサービスはサービスの基幹をなすものであり、必ず選択されます。

## 第7条 (サービスの利用期間)

- サービスの利用期間は、サービス利用開始日から最低1年間(以下「最低利用期間」といいます)とします。但し、各サービスに別段の定めがある場合にはこの限りではありません。
- 前項の利用期間は利用期間の最終日の1ヶ月前までに、弊社または契約者から更新しない旨の書面による通知がない限り、同様の内容で1年間更新されるものと、爾後も同様とします。

## 第8条 (本契約およびサービスの変更、取消、中止、解約)

- 弊社は、契約者もしくはエンドユーザが次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することができます。
  - 契約者もしくはエンドユーザがサービスを定められた目的以外または方法にて使用した場合
  - 弊社または弊社の指示する者以外の者が、サービスを改変した場合
  - 当該保証違反または瑕疵が、契約者の要求に基づく場合

- 拠点機器を製造する会社が、その機器の製造を中止した場合
  - 第三者ソフトウェア等につき、その使用許諾者による保証または瑕疵担保責任期間が満了している場合
- 本契約の成立後、引渡しまでに契約者もしくはエンドユーザの都合で、本契約の全部または一部が変更、取消、中止、解約された場合は、契約者は、当該変更、取消、中止、解約に相当する費用(これに伴い生じた費用も含みます。)を弊社に支払うものとします。なお、申込書を受領してから弊社と契約者の間で行われた協議に基づき行われた本契約の一部の変更、取消、中止、解約で、請書の提出前に行われ、請書においてこれが反映された場合には、上述の費用の支払義務は生じないものとします

## 第9条 (サービス上の権利)

- 本契約について、サービスに関する成果物または対象機器で、これらの所有権が契約者に移転する場合は、契約者が対価を完済した時にかかる権利が契約者に移転します。契約者は、所有権が移転するまで引き渡された成果物または対象機器を善良なる管理者の注意を以て保管管理し、弊社の承諾なしに以下の行為をしないものとします。なお、仕様書、約款その他において、別段の規定がある場合(メーカ等その他第三者が特に移転を留保した権利がある場合を含みます。)には、仕様書、約款その他規定が優先するものとします。
  - 成果物または対象機器に付加されている物件を除去すること
  - 成果物または対象機器を譲渡、入質、貸付、転売または第三者の権利を設定すること
  - 当該成果物または対象機器において指定された拠点がある場合に、これを移動すること
- 前項に基づき所有権の移転を受けない場合にも、契約者はサービスの利用に際して、弊社、または弊社を通じて第三者(対象機器の製造者、原販売者または輸入元等を含みます。以下「メーカ等」といいます。)から当該サービスを使用するために必要な権利を取得します。
- 前項に定めるほか、サービスに関する一切の権利(所有権、使用許諾権、著作権その他の一切の知的財産権を含みます。)は、本サービス条項、仕様書、約款その他において別段の定めがある場合を除き、サービスの提供の前はかかる権利が、またアイデア、ノウハウその他これら有形であるか無形であるかを問わず、弊社に帰属し、第三者に対して同様のサービスを提供することができます。また、サービスについて、第三者の権利が付与されておらず、またその使用についてもなんらの制限が付与されていない権利が存在する場合には、原則これは弊社に帰属します。

## 第10条 (危険負担)

本契約について成果物または対象機器について生じた損害のうち、引渡前に生じた契約者の責めに由来しない理由による損害については、弊社が責任を負うものとし、引渡後に生じた損害のうち弊社の責めに由来しない理由により生じた損害については、契約者が責任を負うものとします。

## 第11条 (再委託)

弊社は、本サービス条項において自己が負う義務と同様の義務を課して、サービスの遂行に必要な作業を自己の責任および費用において第三者に再委託または下請負させることができます。

## 第12条 (ネットワーク仕様書、資料等)

- 契約者はサービスを遂行するにあたり弊社が必要と認め要求した移行前ネットワークおよび相互接続の必要のあるネットワークのネットワーク図、資料その他の技術資料を契約者の負担と責任において弊社に提供するものとします。弊社は、前述に定める資料等に対し注意配慮をもって保持するものとします。
- 契約者は、前項により弊社に提供するネットワーク図、資料その他の技術上の情報が正当な権限に基づき提供され、また第三者のいかなる権利および営業秘密も侵害していないことを保証します。
- サービスに関連して契約者が弊社に提供する営業情報の正確性、有用性等について、弊社は確認、検証その他何らの責任を負いません。

## 第13条 (サービスの提供範囲)

- 弊社は、本サービス条項、仕様書、約款その他別途定められた内容に従って、契約者に対してサービスを提供します。
- 弊社は、サービスに第三者の権利を含むものが存在する場合には、その内容および権利の範囲を書面にて契約者に提示します。
- 弊社は、契約者が行うことが必要なサービスについて必要な検収およびテスト作業(以下「検収」といいます。)を、事前に契約者に連絡します。

## 第14条 (弊社の義務)

- 弊社は、弊社の技術基準による検証により正常性が確認されたファームウェアを搭載した拠点機器を提供するものとします。
- 弊社は、拠点機器に対して、契約者の指示に従った内容の初期設定を行います。この契約者の指示の詳細は、弊社の定める方法により契約者の了解を得たものとします。
- 契約者の要請により、拠点機器の設定の変更が必要になった場合、弊社は各サービスに定められた方法に基づいて当該の設定を変更するものとします。
- 弊社は、拠点機器のファームウェアについて、弊社の技術基準による検証により正常性が確認され、かつ既存の契約者のコンピュータネットワークに影響がないと判断された後に、必要に応じて最新のバージョンに更新する場合があります。その場合、弊社は事前に契約者の了解を得るものとします。但し、緊急止むを得ない場合はその限りではありません。
- 弊社は、前項の場合以外に、本サービスの運用維持上必要と判断した場合、拠点機器の設定やファームウェアの変更を行う場合があります。その場合、弊社は事前に契約者の了解を得るものとします。但し、緊急止むを得ない場合はその限りではありません。
- 前各号に定める作業に必要な費用については、別紙1記載の各サービスの定めに従うものとします。
- 弊社は、本契約に基づき契約者より貸与物がある場合には、これを善良なる管理者の注意義務をもって保管します。
- 弊社の義務はサービスを契約者のために誠意をもって実施することに限られます。サービスを利用して契約者が行う事業の運営に関しては契約者の責任において行われます。

## 第15条 (サービスの使用に関する遵守事項)

- 契約者は、対象機器その他サービスに含まれる製品、ソフトウェアその他の使用について、弊社の指示に従い、当該対象機器、製品、ソフトウェアの権利保持者と使用許諾契約を締結するものとします。
- 契約者は、弊社以外の者より提供された機器、ソフトウェア製品、データの結合操作使用および結果について責任を負うものとします。
- 契約者は、サービスについて第三者の使用許諾を受けたサービスの使用権を取得する場合には、当該第三者の著作権その他知的財産権の侵害、逆コンパイル、逆アセンブリ、リバースエンジニアリングその他の方法でかかる製品のソースコードへのアクセスを試みず、別段の使用許諾内容がある場合には、これを遵守します。
- 契約者は、サービスを複製または転売(これを改変したものを含みます。)しません。但し、サービスの申込時に弊社が承諾している契約者のサービスを利用した営業行為はこれに該当しません。

## 第16条 (保証)

- 弊社は、良好な移動環境において、サービスが仕様書その他において保証された機能を発揮することを保証します。
- サービスにおいて、メーカ等の保証書が付された場合、かかる保証書に定めた条件、内容および期間でのみ保証が付されます。なお、保証書に規定された内容は、その範囲で本サービス条項、仕様書、約款、個別規約、その他サービスについて弊社が定めた内容に優先するものとします。
- サービスに、前項に定める保証違反または弊社の責に帰すべき隠れたる瑕疵(以下「瑕疵」という。)があった場合で、これが仕様書において特に認められた場合には、弊社は合理的範囲内の修正作業を自己の費用負担で行うことにより、当該保証違反または瑕疵を修補します。但し、次の各号に定める場合はその限りではありません。
  - 契約者がサービスを定められた目的以外または方法にて使用した場合
  - 弊社または弊社の指示する者以外の者が、サービスを改変した場合
  - 当該保証違反または瑕疵が、契約者の要求に基づく場合
  - 第三者ソフトウェア等につき、その使用許諾者による保証または瑕疵担保責任期間が満了している場合
- 弊社が、前項に定める修正作業を繰り返したにもかかわらず、当該保証違反または瑕疵を修補できなかった場合に限り、弊社は、該当するサービスについて契約者が支払った対価を返戻する本契約のうち

ち当該サービスに該当する部分を解除することができます。

5. サービスに関する瑕疵の補修を行ったために生じた遅延については、契約者は、弊社に対して遅延損害についての損害賠償の請求はできないものとします。

#### 第17条（履行遅滞の責任）

前条に定めるほか、弊社は、サービスの提供その他が遅延すると判断した場合、ただちに契約者にこれを通知します。但し、当該遅延が弊社の故意または重大過失により生じた場合を除き、契約者は、弊社に対して遅延損害についての損害賠償の請求はできないものとします。

#### 第18条（対価および支払方法・延滞利息）

1. サービスの対価の計算および支払方法は以下のとおりです。

- (1) サービスの対価は、請書にて確定された金額とし、初期費用または売却代金等の一時的料金と、月額費用で構成されます。月額費用が発生する場合で、当該サービスの開始日が1日でない場合には、利用開始月を無償、利用最終月に全額課金にて支払われるものとします。但し、日割計算を行う必要がある場合は、その利用日数に応じて日割します。月額料金の日割計算については、暦日数により行います。なお、当該開始日および終了日は、それぞれ別途定める拠点毎の開通確認日および第30条（サービスの終了）において説明される利用終了日をさすことがあります。
- (2) 構築サービスにかかわる初期費用または一時的料金については、本サービスの検収が終了した翌月末日までに弊社に支払うものとします。また、構築サービスレンタル約款に従う場合については、当該約款の定めのとおりとします。
- (3) マネージドサービスにかかわる月額費用については、当月分を翌月末日までに弊社に支払うものとします。

2. 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

3. 本契約における計算において小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

#### 第19条（サービスの提供の停止）

弊社は次の号のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止することができます。なお、サービスの提供を中止するときは少なくとも10営業日前までに書面にて契約者に通知するものとします。但し、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

- (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事やむを得ないとき
- (2) 契約者が利用しているサービスが弊社以外の電気通信事業者において生じた障害の影響を受ける場合に、かかる障害の発生またはこれに対するメンテナンスを行うことが必要なとき
- (3) サービスの一部を構成する電気通信サービスの提供が弊社の責によらずに中止され、サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (4) 弊社が提供するバックボーンメンテナンス等による計画停止があるとき
- (5) ファームウェアのバージョンアップ等、弊社の保有する対象機器や拠点機器の保守のために止むを得ない場合

#### 第20条（期限の利益喪失事由）

1. 契約者が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、契約者は弊社に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、弊社は、いつでも催告その他手続きをふまず、サービスを停止し、本契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 本サービス条項に基づく債務を支払期日30日以上過ぎても履行しないとき
- (2) 監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき
- (3) 支払手形または小切手等が不渡りとなったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生手続、会社更生手続等の申し立てがあり、または租税滞納処分を受けたとき
- (5) 合併によらず解散したとき
- (6) 財務状況が悪化し、またはその虞が認められる事由があるとき
- (7) 本サービス条項に違反し、これを相当の期間を定めて是正するよう求めたにもかかわらず、これを是正しないとき

2. 契約者が前項各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、弊社は、契約者に対して次の各号に定める措置を請求することができます。

- (1) 弊社が契約者に引き渡した資料その他の物品について使用を停止させ、またかかる占有を移転させること
- (2) サービスの成果について、使用を停止させ、またこれを固定した媒体および資料などを返還させること

#### 第21条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者は、本規約、個別規約および利用契約の履行に際して知り得た弊社もしくはエンドユーザの業務、技術、取引および社内情報、知的財産、その他秘密情報（IPアドレス、ユーザID、パスワード等のネットワーク関連情報等も含む）を弊社の承諾がない限り、公表または第三者に漏洩しないものとします。但し、当該情報が以下のいずれかの情報に該当する事を契約者が証明できる場合には、これを適用しません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および弊社は秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある公官署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づき開示先または当該公官署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および弊社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行に必要な範囲で秘密情報を体化した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製または改変（以下本項目においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合契約者または弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱ふものとします。なお、本サービス遂行に必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手側から書面による承諾を受けるものとします。
5. 全各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第11条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に変換し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

#### 第22条（個人情報の取扱い）

1. 契約者および弊社は、本サービスを遂行するための相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」といいます）を本サービス遂行目的の範囲のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないことと、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第3項乃至6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

#### 第23条（契約情報の開示）

弊社は、障害原因の特定や障害復旧、また障害の拡大や再発の防止のため、弊社が必要と判断した場合には、契約者もしくはエンドユーザに関する以下の情報は本サービスを利用している他の契約者に対し開示する場合があります。

- (1) 契約者名
- (2) 利用契約に基づく弊社が当該契約者に提供する本サービスの内容
- (3) 各種設定情報
- (4) 契約者の運用管理担当者の指名および連絡先

#### 第24条（情報の収集と解析および利用）

弊社は、本サービスの提供を通じて得られたネットワークへの侵入、攻撃等に関する情報を収集し、障害の拡大や再発の防止のため、個別の契約者に関わる情報を特定できない態様に加工した上、これを他の本サービスを利用している契約者全体に対して提供することができるものとします。

#### 第25条（不可抗力等による契約解除）

天災地変その他の不可抗力その他契約者または弊社の責に帰することのできない事由（メーカ等による対象機器の供給計画の変更、メーカ等の倒産等、内外の法令の改変、労働争議を含みます。）以下「不可抗力等」といいます。）により契約者および弊社が本サービス条項に基づく義務を履行できないときは、相手方に申し出て、本契約を、なんらの損害賠償義務を負うことなく解除することができます。

#### 第26条（損害賠償）

1. 契約者または弊社が本サービス条項に違反したことにより、相手方に損害が生じた場合には、当該違反当事者はその損害を賠償する責を負います。但し、いかなる場合にもかかる損害は、相手方当事者に直接生じた損害であるものとし、間接損害、特別損害、結果的損害、付随的損害、機会損失、逸失利益その他明示的に本サービス条項において免責が規定されている事由により生じた損害は含まれないものとします。また、弊社がお客様に対して負う損害賠償の総額は、その事由の如何を問わず、お客様が実際に弊社に対して支払った金額を上限とするものとします。
2. 本サービス条項の別段の規定にかかわらず、本契約に基づく契約者の損害に対する弊社の責任は、弊社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを利用できないことを弊社が確認した時点から起算して、これが1回につき連続して24時間以上継続する場合には、弊社はこれを非使用期間として扱い、かかる期間を含めず月額費用を限度として当該使用料を契約者に請求することをもって免れるものとします。ただし、この場合の非使用期間には、拠点機器の障害または拠点機器の設置や変更に関する作業が原因で生じた非使用期間は含まれないものとします。該当月額費用は、非使用期間に相当する金額（本サービスについて別紙1記載の月額費用の30分の1相当額に本サービスを利用できなかった日数を乗じて計算を差し引いて計算するものとします（1円未満端数切捨て）。なお、24時間を越える非使用期間の日数の計算は、一回の停止について24時間以上を切り上げて一日と換算するものとします。

#### 第27条（責任の制限と損害賠償の免責および特約）

1. 第26条第1項にかかわらず、弊社は、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、業務の中断を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的または間接的な損害について、たとえ契約者が当該損害の可能性を事前に示唆されている場合でもその責任を負わないものとします。また、契約者が弊社以外の電気通信事業者が提供するサービスを利用している場合、そのサービスが原因で生じた損害については、弊社はいかなる場合であってもその責任を負わないものとします。
2. 弊社は、次の各号に規定する障害について、弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - (1) データ損失による損害、ネットワーク停止による業務中断、その他の事故による損害
  - (2) ハッカー（クラッカー）の侵入によって被った被害
  - (3) ウォルス（ワーム）によって被った被害
3. 弊社は、第26条（損害賠償）第2項の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません）について賠償の責任を負いません。
4. 契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、それが意図的であるかを問わず、契約者は自己の責任と費用において解決し、弊社に損害を与えないものとします。

#### 第28条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、弊社の事前の文書による承諾なしに本サービス条項に基づく地位または権利義務を第三者に譲渡し、または第三者のために質権等の担保権を設定してはならないものとします。

#### 第29条（輸出管理）

契約者は、弊社の事前の承認を得て成果物の一部または全部を輸出し、また成果物に関するサービスを海外にて提供する場合には、外国為替および外国貿易法等、技術輸出に関する関連法規を遵守します。なお、契約者は、米国輸出管理法等、外国の輸出関連法規が適用される場合にはそれらの法規も遵守します。

#### 第30条（サービスの終了）

1. 本サービス条項または仕様書に別段の定めがない限り、契約者は、最低利用期間前に本契約を解除することはできないものとします。但し、契約者が本契約において最低利用期間の満了までに予定される金額を弊社に対して支払った場合、または別途契約者がかかる解除の申出までに生じた実費を補償する場合はこの限りではありません。
2. 最低利用期間の経過後、契約者は、サービス利用期間終了の1ヶ月前までに事前の通知を行うことにより、サービスの利用を終了することができるものとします。但し、各サービスに別段の定めがある場合にはこの限りではありません。なお、弊社から契約者に対して本契約を解除する場合は、3ヶ月前までに契約者に書面にて通知するものとします。

#### 第31条（租税公課）

サービスに課せられる内外の法令に基づく租税公課（新規賦課および増額分を含みます。）は契約者の負担とします。

#### 第32条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとします。

#### 第33条（協議）

本契約の履行について疑義を生じた場合および本契約に定めのない事項については、契約者と弊社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

付則

2017年4月1日施行

以上

## 構築サービス売買約款

Version 1.3

### 第1条 (本約款)

本約款は、弊社が提供するサービスのうち、構築サービスにおいて、契約者に対して請書に記載された対象機器を売買によって、拠点に納入する際に適用されるものとします。なお、本約款が適用される対象機器の売買の契約を特に指す場合には、これを「売買契約」といいます。

### 第2条 (レンタル)

1. 契約者が、構築サービスにおいて、契約者に対して請書に記載された対象機器を売買ではなく、賃貸借によって拠点に納入する方式を選択する場合は、別途弊社が指定したレンタル会社(以下「指定レンタル会社」といいます)との間に賃貸借に関する契約(以下「レンタル契約」といいます)を締結するものとします。
2. 契約者が、指定レンタル会社との間にレンタル契約を締結する際には、当該の対象機器の賃貸借に関する部分に限って、本約款ではなく、指定レンタル会社が作成する契約書(契約書に類する文書を含みます)が適用されるものとします。
3. 指定レンタル会社が作成する契約書において、本約款と異なる定めがある場合であって、かつ、当該のレンタル契約に関する個別の取り決めがない場合には、かかる契約書の内容が優先するものとします。但し、当該のレンタル契約に関する個別の取り決めがある場合には、その個別の取り決めが優先するものとします。
4. 契約者と指定レンタル会社との間でレンタル契約を締結する際に弊社が知り得た当該レンタル契約に関する情報は、VECTANT プライベートネットワークサービス条項(以下「本サービス条項」といいます)第21条に定める秘密情報に含まれるものとします。
5. 契約者と弊社との間に発生する一切の債権債務は、契約者と弊社との間に独立して発生する債権債務であり、契約者と指定レンタル会社との間に発生する債権債務について履行遅滞または履行不能その他の事態からの影響を受けないものとします。
6. 当該のレンタル契約に関して紛争が生じた場合には、契約者と指定レンタル会社との二者間の協議により、これを解決するものとします。
7. 契約者と指定レンタル会社とのレンタル契約の全部または一部が解除された場合、契約者は直ちに自己の費用で装置または装置のうち解約された部分を指定レンタル会社または装置売主の指定する場所に返還するものとします。また、返還の際、装置に取付けた機械器具を取り外す等、装置を引渡当時の現状に復するものとします。この場合に発生する費用は甲が負担するものとします。

### 第3条 (オンサイト工事)

1. 対象機器について、弊社は、契約者の希望により有償で対象機器の設置調整作業工事(以下「オンサイト工事」といいます。)を拠点ごとに行うことがあります。特段の定めがある場合を除き、オンサイト工事について、仮設、工法等、オンサイト工事を遂行するために必要な手段については、弊社の裁量において定めるものとします。
2. 契約者は、オンサイト工事について仕様書において定めた契約者の義務を遵守するものとします。
3. オンサイト工事が行われる拠点、当該拠点に設置される対象機器、着手および完成時期、ネットワーク図は、構築サービスの設計書(次項に定める現場代理人が指名された場合には、かかる者の特定を含みます。以下「設計書」といいます。)に定めるものとします。設計書に指定された内容について、誤謬、遺漏、不明確、条件の相違、その他問題が存在することを認めた場合には、契約者と弊社は、これに誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。
4. 弊社は、オンサイト工事遂行について、契約者もしくはオンサイト工事に関して契約者を代理する者(以下「現場代理人」といいます。)に対する指示、承諾、または協議を実施するオンサイト工事の作業員(本サービス条項第11条により再委託が行われた場合には、かかる再委託先の人員となる場合もあります。以下「作業員」といいます。)の氏名を契約者に事前に書面にて通知致します。作業員を変更した場合にも同様とします。

### 第4条 (オンサイト工事の工期の延長または短縮)

1. 弊社は、工期内に工事を完成する事ができない時は、契約者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めるとします。この場合における延長日数については、契約者および弊社にて協議して書面をもって定めるものとします。
2. 契約者は、自己の理由により工期を短縮する必要があるときは、弊社に対して書面をもって工期の短縮を求めることができます。この場合における短縮日数は、契約者および弊社にて協議し、書面をもって定めなければなりません。
3. オンサイト工事の工期の変更が、契約者または弊社の都合による場合には、必要に応じて契約者および弊社にて協議し、契約金額を変更することができます。

### 第5条 (対象機器の引渡し)

1. 対象機器の引渡し(オンサイト工事が行われた場合には、オンサイト工事完了後)は、請書に定められた数量を構築サービスに関する設計書に定められた期日および拠点において、契約者による検収を受け、これが合格した時点をもって完了したとみなされます。
2. 契約者は、弊社の対象機器の引渡しについて受入の準備、データの提示、弊社の指示指導に従い、担当者を配置する等全面的な協力を行います。
3. 弊社は、特に定めがない限り対象機器の引渡しを複数回に行うことができます。引渡しまでに生じる搬入費(オンサイト工事が行われた場合の工事費は除きます。)は弊社が負担しますが、契約者が特別な引渡方法または手段を指定した場合には契約者が負担するものとします。

### 第6条 (検収)

1. 対象機器の検収は、指定された引渡日に拠点において以下のとおり行われるものとします。
  - (1) 契約者は、対象機器について、誤納品、数量の過不足、破損、汚損、その他明らかな瑕疵(オンサイト

工事を含む場合には、工事に関する瑕疵を含みます。)がないか確認するものとします。また、これらがあった場合は、引渡後7日以内に記述書類または資料を添付してその旨を弊社へ通知するものとします。

- (2) 前号に定める通知があった場合には、弊社において調査し、弊社の責によるときは、弊社は対象機器を無償で修理または交換するものとします。なお、当該修理または交換による引渡日の延期は、履行の遅延にあたりません。
2. 第1項に定める検収により確認が行われた場合、また誤納品等に関する通知を契約者が怠った場合、あるいは契約者が自己の都合で検収を著しく延期する等の行為を行った場合は、完全な対象機器の引渡があったものとみなし、契約者は爾後修理、交換、返品等の請求を行うことはできないものとします。

### 第7条 (売買契約の変更、取消、中止、解約)

本サービス条項第8条に定める契約者の都合による本契約の全部または一部が変更、取消、中止、解約の原因には、本約款第11条に基づくリースの条件が満たされない場合を含むものとします。また、かかる変更、取消、中止、解約に相当する金額には、オンサイト工事についての申込があった場合には、撤回、撤去その他に関して弊社に生じた費用も含まれるものとします。

### 第8条 (免責)

1. 不可抗力等により生じた売買契約に関する全部または一部の履行遅滞、履行不能、あるいはこれらに基づき生じる対象機器の損傷または変質等に伴う一切の損害については、契約者および弊社は責任を負わないものとします。かかる事由によって、対象機器に関する義務の履行の延期が生じても契約者はこれを理由に売買契約の解除等を主張することはできませんが、履行不能の場合には、かかる不能が生じた部分について契約が解除されるものとします。
2. 前項に定める履行の延期がオンサイト工事に関して生じた場合には、再度工事着手および完成時期について、弊社は契約者と協議のうえ変更することができます。

### 第9条 (製造物責任)

対象機器の欠陥等に起因して、人の生命、身体、財産等に損害が発生し、またはその虞があると弊社において判断した場合、弊社はその裁量で無条件に、なんらの損害賠償義務を負うことなく売買契約の全部または一部の履行を停止し、あるいは解除することができます。

### 第10条 (瑕疵担保責任)

対象機器について、検収時に発見できない隠れたる瑕疵が存在し、これを本サービス条項に基づき修補または交換することが必要な場合には、引渡完了日より3ヶ月に限り、弊社は当該措置をとるものとします。

### 第11条 (支払条件についての特約)

表記申込書の支払条件がリース会社払いである場合は、以下の定めが適用され、本約款における「契約者」の用語は必要な場合に「リース会社」に読み替えられます。

- (1) 契約者は、リース会社の選定につき予め弊社の承諾を得るものとします。
- (2) 契約者は、対象機器のリース契約締結およびその履行を怠ってはなりません。契約者がリース会社に対し借り受け書を発行する場合は遅滞なくその写しを弊社に送付するものとします。
- (3) 契約者は、弊社がリース会社より対象機器の対価(税込合計金額)を受領するまで売買契約の義務を負い、リース会社による対価の支払いが不能になった場合には、これを自ら支払うものとします。

### 第12条 (期限の利益喪失事由)

契約者は、本サービス条項第20条第1項各号のいずれかに該当した場合、弊社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、弊社は催告を要せず、売買契約を解除し対象機器を任意に処分するのうえ、換価金をもって処分費用、延滞利息、サービスの対価に充当することができます。換価金が上記の合計金に満たないときは、契約者は弊社の請求後直ちに不足金を支払うものとします。また、かかる場合に、弊社が契約者に対して債務を有するときは、債権債務の種類、支払期日の相違に拘わらず、弊社において任意に相殺できるものとします。なお、弊社は、かかる場合に引渡前を対象機器がある場合には、引渡時期、支払条件等の契約条件を変更することができるものとします。

### 第13条 (立ち入り)

弊社が、前条に基づき対象機器を任意処分する場合、弊社は契約者の拠点に自由に立ち入ることができ、このとき、契約者は弊社の搬出作業に協力するものとします。

### 第14条 (第三者の権利に関する紛争)

対象機器が、第三者の知的所有権を侵害したことによって生じた紛争については、弊社の協力を得てメーカー等および契約者の責任において解決するものとします。但し、弊社または第三者の責めに帰する場合はこの限りではありません。

### 第15条 (その他)

本約款に定めのない事項は、本サービス条項の規定によるものとします。

### 付則

2017年4月1日施行

以上

## 構築サービスレンタル約款

Version 1.4

### 第1条 (本約款)

本約款は、弊社が提供する VPN サービスのうち、構築サービスにおいて、お客様に対して請書に記載された対象機器を賃貸借によって、拠点に納入する際に適用されるものとします。なお、本約款が適用される対象機器のレンタルに関する契約を指す場合には、これを「レンタル契約」といい、レンタル契約には構築サービス売買約款は一切適用されないものとします。

### 第2条 (対象機器)

1. 本約款における対象機器は、弊社が賃貸借、リース、その他によってこれを有し、その所有権は第三者(以下本約款において「所有者」といいます)に帰属することがあります。かかる場合には、弊社は、弊社が本約款において対象機器について保証する内容が、所有者により保証されていることを保証するものとします。また、本約款に基づき弊社がお客様に対して行うことができる行為は、所有者により弊社を通じて行われることがあります。
2. 本約款における対象機器には、所有者により動産総合保険が付保されるものとします。対象機器について保険事故が発生した場合には、お客様は直ちにこれを弊社に通知するとともに、弊社の保険金受領手続に必要な一切の書類を遅滞なく弊社に交付するものとします。
3. 対象機器の設置場所は請書にて確定されるものとします。当該設置場所は、弊社の事前の書面による承諾がない限り変更することはできません。

### 第3条 (レンタル期間)

1. 本約款に基づく対象機器のレンタル期間(以下「レンタル期間」といいます)は、弊社がお客様に対して対象機器を引き渡した日より起算されるものとします。但し、当該レンタル期間は、いかなる場合にも本サービス条項中に定める最低利用期間を下回らないものとします。
2. レンタル期間は、いかなる理由(マネージドサービスの適用による対象機器の使用不能を含みます)によってもVPNサービスの最低利用期間に関連する条件、措置に影響せず、独立して起算され、また経過するものとします。
3. レンタル期間が満了する1ヶ月以上前に、お客様がレンタル期間の延長を申し出て、弊社がこれを承諾した場合、当該延長期間についての月額費用について協議が行われたうえ、レンタル期間は延長されるものとします。かかる場合には、当該延長期間の終了日までがレンタル期間とみなされます。ただし、延長は、いかなる場合にも6ヶ月単位で行われるものとします。

### 第4条 (オンサイト工事)

1. 対象機器について、弊社は、お客様の希望により有償で対象機器の設置調整作業工事(以下「オンサイト工事」といいます。)を拠点ごとに行うことがあります。特段の定めがある場合を除き、オンサイト工事について、仮設、工法等、オンサイト工事を遂行するために必要な手段については、弊社の裁量において定めるものとします。
2. お客様は、オンサイト工事について仕様書において定めたお客様の義務を遵守するものとします。
3. オンサイト工事が行われる拠点、当該拠点に設置される対象機器、着手および完成時期、ネットワーク図は、構築サービスの設計書(次項に定める現場代理人が指名された場合には、かかる者の特定を含みます。以下「設計書」といいます。)に定めるものとします。設計書に指定された内容について、誤謬、遺漏、不明確、条件の相違、その他問題が存在することを認めた場合には、お客様と弊社は、これに誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。
4. 弊社は、オンサイト工事遂行について、お客様もしくはオンサイト工事に関してお客様を代理する者(以下「現場代理人」といいます。)に対する指示、承諾、または協議を実施するオンサイト工事の作業員(VECTANT プライベートネットワークサービス条項(以下「本サービス条項」といいます)第11条により再委託が行われた場合には、かかる再委託先の人員となる場合もあります。以下「作業員」といいます。)の氏名をお客様に事前に書面にて通知致します。作業員を変更した場合にも同様とします。

### 第5条 (オンサイト工事の工期の延長または短縮)

1. 弊社は、工期内に工事を完成する事ができない時は、お客様に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めるとします。この場合における延長日数については、お客様および弊社にて協議して書面をもって定めるものとします。
2. お客様は、自己の理由により工期を短縮する必要があるときは、弊社に対して書面をもって工期の短縮を求めることができます。この場合における短縮日数は、お客様および弊社にて協議し、書面をもって定めなければならないものとします。
3. 前各2項によるオンサイト工事の工期の変更が、専らお客様または弊社の都合による場合には、必要に応じてお客様および弊社にて協議し、本約款第12条に定める月額費用等を変更することができます。

### 第6条 (対象機器の引渡し)

1. 対象機器の引渡し(オンサイト工事が行われた場合には、オンサイト工事完了後)は、請書に定められた数量を構築サービスに関する設計書に定められた納入期日および拠点において、弊社の立会いのもとお客様による検収を受け、これが合格し、第4項に定める受領確認書が弊社に交付された時点をもって完了したとみなされます。
2. お客様は、弊社の対象機器の引渡しについて受入の準備、データの提示、弊社の指示指導に従い、担当者を配置する等全面的な協力を行います。
3. 弊社は、特に定めがない限り対象機器の引渡しを複数回に行うことができます。引渡しまでに生じる搬入費(オンサイト工事が行われた場合の工事費は除きます。)は弊社が負担しますが、お客様が特別な引渡方法または手段を指定した場合にはお客様が負担するものとします。
4. お客様は、弊社より対象機器の引渡しを受けた後、速やかに対象機器の受領確認書を弊社に交付するものとします。

### 第7条 (検収)

1. 対象機器の検収は、指定された引渡日に拠点において以下のとおり行われるものとします。
  - (1) お客様は、対象機器について、誤納品、数量の過不足、破損、汚損、その他明らかな瑕疵(オンサイト工事を含む場合には、工事に関する瑕疵を含みます。)がないか確認するものとします。また、これらがあつた場合は、引渡後速やかに証拠書類または資料を添付してその旨を弊社へ通知するものとします。
  - (2) 前号に定める通知があつた場合には、弊社において調査し、弊社の責によるときは、弊社は対象機器を無償で修理または交換し、再度検収を受けるとします。なお、当該修理または交換による引渡日の延期は、履行の遅延にあたらないものとします。
2. 第1項に定める検収により確認が行われた場合、また誤納品等に関する通知をお客様が怠つた場合、あるいはお客様が自己の都合で検収を著しく延期する等の行為を行った場合は、完全な対象機器の引渡があつたものとみなし、お客様は爾後修理、交換、返品等の請求を行うことはできないものとします。

### 第8条 (対象機器の使用保管)

1. お客様は、対象機器を善良な管理者の注意をもって使用および保管するものとします。但し、対象機器の修理等については、マネージドサービスの規定によるものとします。
2. お客様は、対象機器について、第三者から強制執行その他の法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、かかる事態が発生した場合は、直ちに弊社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
3. お客様は、弊社の書面による承諾なくして対象機器を譲渡、転貸または改造せず、また対象機器を請書において特定された設置場所以外に移動しないものとします。また、対象機器に添付された所有者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
4. 対象機器のレンタル期間中に、お客様の使用または保管その他お客様の責めに帰すべき事由によって、第三者(所有者を含みます)に与えた損害(修理不能、所有権の侵害を含みます。)については、お客様がこれ

を賠償するものとします。但し、本約款第2条に定める保険の被補償範囲に該当し、保険により填補された場合には、かかる保険の被補償金額の範囲において賠償責任を免れることがあります。

5. お客様は、対象機器を滅失(盗難による場合を含む)、毀損または損傷したときは、弊社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず対象機器に与えた損害を賠償するものとします。お客様はお客様の責によらない火災、地震、風水害、落雷、その他自然災害、静電気による毀損及び損傷についても賠償責任を負うものとします。

### 第9条 (レンタル契約の変更、取消、中止、解約)

本サービス条項第8条に定めるお客様の都合によるレンタル契約の全部または一部の変更、取消、中止、解約に基づく金額には、オンサイト工事についての申込があつた場合には、撤収、撤去その他に関して弊社に生じた費用も含まれるものとします。

### 第10条 (免責)

1. 不可抗力等により生じたレンタル契約に関する全部または一部の履行遅滞、履行不能、あるいはこれらに基づき生じる対象機器の損傷または変質等に伴う一切の損害については、お客様および弊社は責任を負わないものとします。かかる事由によって、対象機器に関する義務の履行の延期が生じてもお客様はこれを理由にレンタル契約の解除等を主張することはできませんが、履行不能の場合には、かかる不能が生じた部分について契約が解除されるものとします。
2. 前項に定める履行の延期がオンサイト工事に関して生じた場合には、再度工事着手及び完成時期について、弊社はお客様と協議のうえ変更することができます。

### 第11条 (瑕疵担保責任)

弊社は引渡完了時において対象機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、対象機器の商品性、またはお客様が期待している VPN サービス以外の特定の使用目的への適合性については担保せず、また隠れた瑕疵等に関する責任を負わないものとします。

### 第12条 (本約款における支払条件についての特約)

1. 本約款に基づき、本サービス条項第18条に従ってお客様が支払う料金は、月額費用と、第一回目の月額費用の支払時に支払われる諸費用(運送諸掛、消耗品代、その他代金)で構成されるものとします。
2. 本サービス条項第13条にかかわらず、本約款における対象機器に関する月額費用は、レンタル期間の開始より1ヶ月単位で計算され、その支払はレンタル期間の開始日が該当する月に開始し、毎月月末に支払われるものとします。なお、本約款に基づく月額費用の計算については、いかなる場合にも日割計算は行われません。

### 第13条 (期限の利益喪失事由)

本約款に定める所有者の情報は、本サービス条項第21条に定める秘密情報に含まれるものとします。

### 第14条 (解約)

1. レンタル契約が締結された時点において予定された当初のレンタル期間の経過後、お客様および弊社は、口頭または書面による2ヶ月以上前の予告により、レンタル契約の全部または一部を任意に解約することができます。但し、当該解約は、レンタル契約を除く他の契約については何らの効果も及ぼしません。
2. 前項による解約により、レンタル契約がレンタル期間の満了前に終了した場合には、お客様はレンタル期間の満了までの残余期間の月額費用とその他の諸費用の合計額を、弊社に一括で直ちに支払うものとします。

### 第15条 (対象機器の返還)

1. お客様は、レンタル期間の満了、解約、解除その他の理由により本約款に基づくレンタルが終了した場合、対象機器を直ちに弊社の指定する場所にお客様の費用にて返還するものとします。
2. 前項の対象機器の返還を遅延した場合、その期限の翌日から返還の完了日まで1ヶ月あたり月額費用の2倍に相当する額の遅延損害金を支払うものとします。但し、1ヶ月以内の日数が発生した場合は、その端数を切り上げて1ヶ月とみなし、日割計算は行われません。

### 第16条 (ソフトウェア複製の禁止)

お客様は、対象機器の全部または一部にソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」といいます)が組み込まれている場合には、ソフトウェアに関して次の行為を行わないものとします。

- (1) 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、またはその再使用権の設定を行うこと
- (2) ソフトウェアをVPNサービスにおいて想定される目的以外に利用すること
- (3) ソフトウェアを複製すること
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること

### 第17条 (第三者の権利に関する紛争)

対象機器が、第三者の知的所有権を侵害したことによって生じた紛争については、弊社の協力を得てメーカー等およびお客様の責任において解決するものとします。但し、弊社、所有者または第三者の責めに帰する場合はこの限りではありません。

### 第18条 (その他)

本約款に定めのない事項は、本サービス条項の規定によるものとします。

### 付則

2017年4月1日施行

以上